

連載 コンサル奮闘記

◆本連載について

本連載は、野村資産承継研究所が、事業・資産承継上の課題がある法人オーナーの皆様からご相談を受けてコンサルティングを実施する中で、研究所員が気づいた諸制度の適用上の留意点や具体的な利用法についてなるべく分かり易く解説したものです。

本分野の経験が少ない方でも気軽に読める連載にしたいと考えております。

野村資産承継研究所 コンサルティング担当一同

第7回

自社株承継と遺留分対策について



若田 新(わかた あらた)

GBA税理士法人※1に所属する若手コンサルタント、独身。
熱意ある仕事ぶりを評価されて承継コンサルティング部門に配属されましたが、承継関連分野の経験は豊富とは言えず、日々奮闘中です。
大学時代は剣道部に所属していました。

上野 桜(うえの さくら)

相続案件を多数扱うアーバンネット法律事務所のパートナー弁護士。
黒戸教子税理士の大学時代の親友。その縁でGBA税理士法人の顧問弁護士となり、日々の法律相談を受けています。



大崎 洋一(おおさき よういち)

大崎商店(株)の創業者で、創業から40年、順調に事業を拡大させておりましたが、昨年、経営から退くとともに、株式を長男と次男に承継しています。定年後は、趣味の旅行などを楽しんでいました。以前、保有資産を次世代になるべく多く残したいと考えて、会社顧問であるGBA税理士法人の黒戸税理士と若田コンサルタントに資産管理会社について相談したことがあります。※2

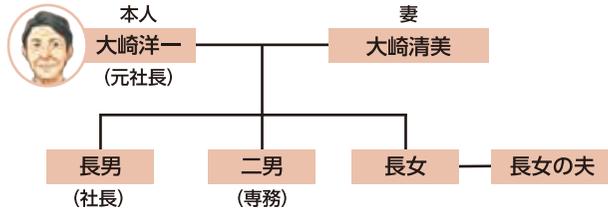
※1 若田コンサルタントや黒戸税理士が所属するGBA税理士法人は、ゴールベースド・アプローチ（以下GBA）を標榜しています。
GBAは、米国資産管理型営業においてとられている ①顧客ゴールの特定、②ゴール実現シナリオの設定、
③実行手段の提案及び④レビューの4つの循環的なステップにより構成されている方法です。詳細については株式会社野村資産承継研究所編「資産・事業承継対策の現状と対策」(大蔵財務協会 平成28年12月)44頁以降をご参照ください。

※2 資産承継2020年10月号「コンサル奮闘記第2回 合同会社設立時の留意点について」ご参照。

アーバンネット法律事務所の会議室にて

大崎商店株式会社の事業承継や資産管理会社の設立についてGBA税理士法人に相談していた大崎洋一さんを連れて、若田コンサルが法律事務所にやってきました。

大崎家親族関係図 ()内は役職



上野先生、本日は、大崎商店(株)の大崎洋一さんの相続のことで相談にきました。

はい。まずは、ご相談の概要をお聞かせ下さい。



大崎さんは、大崎商店(株)の株式を既に2人の息子さんに贈与され、昨年、その他の不動産や金融資産についても資産管理会社を設立されました。

着々と準備を進められていますね。



ただ、2人の息子さんの他に娘さんも一人いらっしゃるのですが、その娘さんのご主人と大崎さん一家との折り合いが良くないそうです。そんな中、大崎さんの奥さんが、知り合いから相続でもめた話を聞いてこられて、急に心配になられたそうです。



私は、娘に限ってと思っていますが、遺留分の話は、以前から若田さんにも言われていました。

なるほど。遺留分を主張なさるかは分かりませんが、万一のことを考えて準備しておかれるのは良いことですね。若田さん、相続が発生した場合のシミュレーションでは、娘さんの遺留分を侵害することになりそうなんですか。



はい。大崎商店(株)の株式は生前贈与されているので、主な相続財産は資産管理会社の株式です。大崎さんは、その一部を娘さんに相続させるおつもりですが、遺留分には届きそうにありません。

そうですか。



ただ、かなり前から贈与をされていますので、相続が開始した時点では10年を過ぎたものが多くなるかもしれません。



遺留分の額を算定する際の基礎財産が減るかもしれないのですね。ただ、不確実な話ですので、まずは現在の状況で考えましょう。ちなみに、遺言は既に作成されたのですか。



書かなければと分かってはいるのですが…。



そうおっしゃる方は多いです。ただ、遺言がなく、法定相続分通りに遺産分割なんてことになってしまったらますます大変ですよ。



はい、書くようにします。



遺言で遺留分に相当する財産を娘さんに残しておかれることが難しいようですので、何らかの遺留分対策もしておかれた方が良さそうですね。



そう思います。そこで今日先生のところに来たのですが、遺留分の対策としてはどのようなものがありますか。経営承継円滑化法の「遺留分に関する民法の特例」を活用して、相続人の方々に「除外合意」や「固定合意」をしておくことが可能とはご説明してあるのですが。



そうですね。「遺留分に関する民法の特例」を利用するのは有効な選択肢だと思います。



他にはどのような方法がありますか。



より強力な方法として、民法で定められている遺留分の事前放棄があります。



聞いたことはありますが、家庭裁判所の許可が必要で、大変ではないですか。



実は手続は割と簡単なんです。認容率も高いです。



知りませんでした。それなら遺留分の放棄で良い気がしますね。



ただ、実務上大きな問題がありまして。



えっ、どんな問題ですか。



大崎さんが娘さんに対して、「お前が私の相続のときに文句を言い出すかもしれないから、今のうちに遺留分の放棄をしてくれ。」と言って説得する必要があるんです。



そうなんですか。それは言いにくいですね…。

番外編 桜先生の勉強会 第7回

テーマ

自社株承継と遺留分対策について



通常は、黒戸教子税理士がGBA税理士法人内で事業・資産承継に関する勉強会を若手向けに行っていますが、今回は特別に上野桜弁護士を招いて勉強会を行いました。その勉強会における講義の概要と、勉強会のために作成したQ&Aをご紹介します。

はじめに

by 桜先生

事業承継と言うと、どうしても節税や納税資金の確保の話に目が行きがちですが、遺留分も当然考えておかなければならない問題です。せっかく後継者に株を承継させ、贈与税や相続税の問題をクリアしたとしても、いざ相続が開始したときに、後継者以外の相続人から遺留分の請求をされてしまうと、困った事態に陥ってしまいます。

いわゆる「相続法改正」*³により、遺留分権利者が遺留分の権利を行使した場合に、株式が準共有状態になってしまうという問題は無くなりました。遺留分侵害額請求権を行使した相続人は、金銭債権を取得することになったためです（民法1046①）。ただ、後継者が取得した財産の中に流動性の高い資産が少なく、固有の資金も少ないという場合に、遺留分権利者に支払う金銭を確保するために、取得した株式を処分せざるを得なくなることも考えられます。そ

うなると、事業承継のプラン全体に影響が及びかねません*⁴。

そこで、税金の対策に加えて、遺留分の対策をとっておくことも重要になります。その方法として、主に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」といいます。）の「遺留分に関する民法の特例」と、遺留分の放棄を紹介します。

また、遺留分に関する相続法改正について、事業承継に係わる専門家から、10年超前の贈与に関しての質問を受けることが多くありますので、この点についても併せて解説しておきます。

Q₁

経営承継円滑化法の「遺留分に関する民法の特例」が定める除外合意と固定合意はどのような制度でしょうか。また、それぞれのメリット・デメリットを教えてください。

*³ 相続法制に関して、平成30年に大規模な見直しが行われました。具体的には、民法と家事事件手続法が改正されるとともに、「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」（通称「遺言書保管法」）が制定されました。一般に、これらを合わせて、「相続法改正」と呼んでいます。

*⁴ 詳細については、拙著「事例から学ぶ家族法⑧－事業承継で注意すべき遺留分の問題－」（本誌2021年12月号）を参照ください。

A

遺留分の問題に対処するため、経営承継円滑化法は、「遺留分に関する民法の特例」（以下「民法特例」といいます。）を規定し、除外合意と固定合意を認めています。具体的には、後継者を含めた先代経営者の推定相続人（以下、推定相続人を含む趣旨で「相続人」という言葉を使います。）全員の合意の上で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式について*5、

- a 遺留分算定基礎財産から除外すること
- b 遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定すること

を認めています。そして、aの合意を除外合意、bの合意を固定合意と言います。

これらの民法特例を利用するためには、まず、以下の要件を充たす必要があります。

- ① 会社
 - ・ 中小企業者であること。
 - ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
- ② 先代経営者
 - ・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。
- ③ 後継者
 - ・ 合意時点において会社の代表者であること。
 - ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。

その上で、先代経営者の相続人全員*6及び後継者で合意をし、合意書を作成することが必要となります。

その際、自社株式について除外合意を結ぶのに併せて、後継者が贈与等により取得した自社株式以外の財産についても、遺留分算定の基礎財産の価額に算入しない旨を合意したり（経営承継円滑化法5）、衡平を図るための措置として、後継者以外の相続人が被相続人から贈与された財産を、遺留分算定の基礎財産の価額に算入しない旨等を定めたりすることが可能です（同法6）。

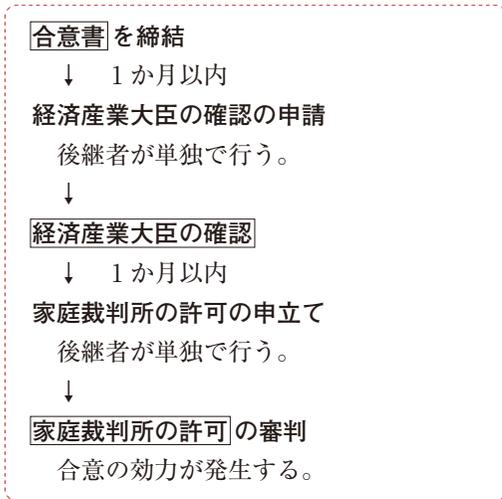
また、後継者が自社株を処分してしまった場合や代表者でなくなった場合等に後継者以外の者がとれる措置として、金銭を請求したり、合意を解除したりすることができる旨を定めておくことが必要とされます（経営承継円滑化法4④）。他の相続人からすると、後継者が会社を継ぐから遺留分に関する合意に応じたわけですので、その前提が崩れた場合に一定の権利を行使することができるようにしておくことで、同人らの安心を担保することができるのです。

続いて、民法特例の適用を受けるための手続について確認しておきます。大まかな流れは以下のとおりです（経営承継円滑化法7、8）。後述する遺留分の放棄と違って、全ての相続人らと合意書さえ締結できれば、その後の経済産業大臣への申請や家庭裁判所への申立てを、後継者が単独でできるところがポイントです。

*5 個人事業主については、事業用資産について、民法特例の適用を受けることが可能ですが、この点については本稿では割愛します。

*6 遺留分を有する者に限ります。当然ですが、遺留分のない相続人との間で、遺留分に関する合意を結ぶ必要がないからです。例えば、先代経営者に子がなく配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合に、先代経営者が弟を後継者として株式を贈与する場合を想定すると、他の兄弟姉妹には遺留分がありませんので（民法1042①本文）、同人らと合意書を締結する必要はありません。

〈民法特例の適用を受けるための手続の流れ〉



続いて、民法特例のメリット・デメリットについても確認しておきましょう。ここは色々な考え方があり得るでしょうが、私の考えるメリット・デメリットは以下のとおりです。

■ 民法特例のメリット・デメリット

《メリット》

- ・ 自社株以外の財産については、後継者以

外の相続人に権利が残る上に、後継者が代表者でなくなった場合等に後継者以外の者がとれる措置が必須とされるほか、相続人間の公平を図るための措置（後継者以外の相続人に対する生前贈与も遺留分の基礎財産から除外する旨の合意等）も定めることができるため、後継者以外の相続人の納得が得られやすい。

- ・ 合意は相続人全員及び後継者で行う必要があるが、その後の手続は後継者が単独でできる。

《デメリット》

- ・ 所定の要件を充たした場合にしか使えない。
- ・ 相続人全員の合意が必要であり、一人でも非協力的な相続人がいると使えない。
- ・ 経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要であり、手続が煩雑である。
- ・ 合意解除の条項を入れること等が可能であり、後述する遺留分の事前放棄ほどの絶対的な効果はなく、後継者からすると不安定。



上記のようなメリットのある制度であるにもかかわらず、民法特例は、実はあまり利用されていません。令和2年度中に、全国の家裁裁判所に対して、許可の申立てが新たになされた件数はわずか54件に過ぎません*7。利用が進まない要因ははっきりしませんが、適用場面が限られることのほか、一般の人から見た制度内容の分かりにくさや、手続の煩雑さが影響しているのかもしれませんが。

*7 令和2年度司法統計年報（家事編）より

Q2

遺留分の放棄とはどのような制度でしょうか。また、そのメリット・デメリットを教えてください。

A

遺留分を有する相続人は、これを放棄することが認められています。ただし、被相続人の生前に遺留分を放棄するためには、家庭裁判所の許可を得る必要があります（民法1049①）。この点、相続人間で、相続開始後に遺留分を主張しないというような念書を取っておいても無効です。注意してください*8。

家庭裁判所の許可を得るにあたっては、遺留分を有する相続人本人が申立てをする必要があります。ですので、遺留分を放棄する相続人本人の協力は不可欠です。ただ、手続自体は弁護士が代理人となって行うことができますし、多くの場合郵便のやりとりだけで手続が完了しますので、裁判所に出向いてもらう必要もありません。ですので、一般に思われているほど、手続は面倒ではないのです。

以下、裁判所の許可を得るまでの手続の流れを簡単に記載します。

〈遺留分の放棄の許可を得るまでの手続の流れ〉

家庭裁判所に「申立て」

「遺留分の放棄許可申立書」を家庭裁判所に送付します。その際、被相続人の財産が分かる目録*9等を添付します。

↓ 家庭裁判所からの「照会」

家庭裁判所から申立人に対して照会書が送付されます（被相続人宛にも照会書を送る裁判所もあります）。照会事項は、裁判所によって異なりますが、概ね以下のような内容です。

《申立人に対して》

- ・遺留分の放棄の手続の内容を理解しているか
- ・遺留分の放棄をする理由
- ・被相続人が遺言を作っているか
- ・被相続人から生前贈与を受けているか
- ・被相続人の財産の内容

《被相続人に対して》

- ・申立人の申立てを知っているか
- ・遺留分の放棄がどのような制度か知っているか
- ・申立人への生前贈与の有無
- ・遺言書を作っているか
- ・被相続人の財産の内容

↓ 照会への「回答」

↓ 家庭裁判所による許可の「審判」

申立てをしてから審判が出るまで、通常1か月程度かかりますが、照会への回答が早ければ、その分早く審判が出ますし、また、裁判所が立て込んでいるタイミングであったりすると、通常より多く時間がかかってしまう場合もあります。

*8 遺留分に限らず、遺産分割に関しても、被相続人の生前に相続人間で何らかの取り決めをしておくケースがあるようですが、それも無効です。確実な方法で、相続開始前に財産の配分を決めておくためには、遺言、死因贈与、生前贈与を活用するほかありません。

*9 この場合の財産の目録では、税務申告書の別表等のように、財産を一つ一つ特定したり、各財産の評価額を細かく記載したりする必要はありません。裁判所が、被相続人の財産の概要を知るに足る情報を記載すれば十分です。



遺留分の放棄をしてもらうにあたって、やはり被相続人から放棄をする相続人に対して生前贈与をしてもらった方がいいのでしょうか。

そうですね。遺留分の放棄の許可が出やすくなるよう、遺留分を放棄することになる相続人に、金銭や不動産等の財産を贈与して頂くよう勧めています。



その場合、遺留分に匹敵する額の財産であることが必要でしょうか。だとすると、放棄してもらった意味が無くなってしまおうように思うのですが。

それ相応の財産は贈与して頂きたいですが、遺留分の額に相当するものであることは必要ありませんよ。裁判所は、申立人に放棄するだけの理由があるか、また、遺留分の放棄によって申立人の生活の安定が害されないかといった視点から見ているようです。ですから、生前贈与の有無やその内容だけでなく、申立人の年齢や職業等も考慮して、総合的に判断されることになります。



続いて、遺留分の事前放棄のメリット・デメリットについて確認します。私が考えるメリット・デメリットは、それぞれ以下のとおりです。

■ 遺留分の事前放棄のメリット・デメリット 《メリット》

- ・遺留分を有する相続人の協力さえ得られれば、手続自体は簡単。
- ・遺留分を放棄した相続人は、一切遺留分を主張できなくなるので、後継者からす

ると安心。

- ・事業承継の場面に限定されないので、自社株式が対象にならない場合にも使える。《デメリット》

- ・遺留分を有する相続人には何らメリットがないのに協力してもらう必要があるため、説得に困難を生じる場合がある。
- ・条件を付したりすることが出来ないため、遺留分を放棄する側からすると、融通が利かない。



遺留分の事前放棄については、複数の相続人がいる場合にそれぞれが申立てを行うため、家庭裁判所による許可・不許可の判断がバラバラになる可能性があるということがあるのですが。

確かに、中小企業庁のホームページに掲載されているパンフレットでも、そのような記載があります*10。でも、遺留分の事前放棄許可の申立てについては、認容率が90%を超えていますし*11、各相続人が申立てをしても、実務上は専門家が関わってまとめて行うことになるでしょう。ですから、バラバラの判断が出るリスクというはかなり小さいと思いますよ。



*10 中小企業庁「事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu/minpou_pamphlet.pdf

*11 令和2年度司法統計年報（家事編）によれば、令和2年度の既済件数766件のうち、認容は727件で、認容率は約94.9%となっています。

Q₃

遺留分を主張するかもしれない相続人が協力してくれず、民法特例も遺留分の事前放棄も利用できない場合にとれる対策はありますか。

A

親族間のことであり、現実には、遺留分に関する話をしづらいということもよく聞きます。また、親子関係が良好でなく、被相続人が子供に話しても、応じてもらえないというようなケースもあります。

そのような場合はなかなか厄介です。遺留分に相当する額の財産を、遺留分を有する相続人に遺言で残せばいいのですが、それが難しい場合も多いでしょう^{*12}。

残念ながら、そういったケースについて、これといった確実な対策はありません。ただ、遺留分侵害額請求をされる可能性を少しでも減らすという観点からは、たとえ遺

留分に満たなくても、何らかの財産を当該相続人に残すことは私も勧めています。感情的な理由から、後継者に全ての財産を取得させ、他の相続人には一切の財産を渡さないというような遺言を残すケースがありますが、それをしてしまうと、他の相続人も感情的になって、遺留分を主張する可能性は高くなるように思います（大体、そのような遺言は、遺言者自身の意思というより、後継者主導で作成されることが多く、そういった事情は他の相続人もよく分かっています。）。それよりは、少しでも財産を残してもらった方が、他の相続人の気持ちも収まりやすいというのはあると思うのです。

また、被相続人の年齢が若いのであれば、早い段階から、後継者への生前贈与を進めておくという方法もあります。これについてはQ₄で説明します。



遺留分を主張するかもしれない相続人の遺留分を減らすために、例えば後継者の子供を被相続人の養子にしてしまうという話を聞いたことがあるのですが、その方法はどうですか。

確かに、そういうケースもあるようです^{*13}。実際、孫を養子にして子供の数を増やせば、実子の遺留分の割合はその分小さくなります。ただ、そのような養子縁組は、後から、被相続人と孫の間で養親・養子としての関係を真に築く意図は無く、単に遺留分対策だけが目的の無効なものだったとして争われてしまうこともありますので、慎重さが求められるところです^{*14}。



*12 遺留分に相当する財産を残しても、相続人間で揉めてしまうというケースはあります。財産評価に関する主張の違い、そもそも遺留分を侵害しているか否かが争いになることがあるためです。

*13 なお、相続税の基礎控除においては、養子の人数に制限が付されていますが、遺留分に関してはそのような制限はありません。そのため、理論上は無限に出来てしまうわけですが、本文記載のとおり、無効と争われるリスクがあります。

*14 東京家裁平成25年12月3日判決（判時2327号33ページ）は、問題となった養子縁組がもたら原告の遺留分を減少させる目的で行われたものであり被相続人に実質的な縁組意思がなかったとして、養子縁組の無効確認を求めた原告の請求を認めました。ただし、控訴審である東京高裁平成27年2月12日判決（判時2327号24ページ）は、実質的な縁組意思があったとして原審の判断を覆しました。

Q4

「相続法改正」で、10年より古い贈与については、遺留分の基礎財産に加えなくてよくなったと聞きました。ただ、遺留分を害することを知っていた場合はダメだと言います。具体的に、どのような事情があると、遺留分を害することを知っていたと言われてしまうのでしょうか。

A

相続法改正以前は、相続人の特別受益は、期間の制限なく、遺留分算定の基礎財産に加えられていました。したがって、贈与から20年、30年経っていても、遺留分減殺請求（現行法でいう遺留分侵害額請求）をされるリスクは残っていたのです^{*15}。しかし、相続法改正により、10年という期間の制限が設けられることになりました。すなわち、特別受益たる贈与は、相続開始前の10年間にしたものに限り、遺留分算定の基礎財産に加えることとされたのです（民法1044③、①本文）。

したがって、早い段階から生前贈与を進めれば、この10年の期間を超過し、遺留分算定の基礎財産に加えられずに済む可能性が出て来ることになりました。

ただ、条文上、贈与の当事者双方が、遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときは、10年前の日より前にしたものについても、遺留分算定の基礎財産に加えるとされています（民法1044③、①但書）。そのため、ここでいう「損害を加えることを知って」いた場合、すなわち害意

があった場合がどのような場合かということが問題になります。

この点、改正で設けられたばかりの条文であり、未だ判例もないわけですが、この辺りの解釈については、改正前民法1030条後段（現行民法では1044条1項がこれに当たります。）に関する従前の解釈が参考になります。すなわち、改正前民法1030条前段は、相続人以外への贈与については、相続開始前1年間にしたものに限り遺留分算定の基礎財産に算入する旨を規定し、同条後段は、1年前の日より前にしたものについても、当事者双方が遺留分権利者に「損害を加えることを知って」贈与した場合には同様に遺留分算定の基礎財産に加えるべきことを定めていました。この「損害を加えることを知って」いた場合に当たるかについては、贈与財産の全財産に対する割合だけではなく、贈与の時期、贈与者の年齢、健康状態、職業などから将来財産が増加する可能性が少ないことを認識してなされた贈与であるか否かによって判断すべきとされてきました（東京地裁昭和51年10月22日判決・判例時報852号80ページ）。

この基準についてもう少しのみ砕いて説明します。仮に、贈与の時点で、遺留分を多少侵害するような生前贈与が行われていたとしても、贈与者が50代の元気な社長で、会社の業績も好調であり、その後も財産が増えて行くことが見込まれていたような場合には、贈与者も受贈者も、将来の相続開始時点においても遺留分を害するとは思っていなかったであろうから、「損害を加え

^{*15} ただ、実務上は立証の壁があり、あまりに古い贈与については、遺留分権利者が主張しても認められないことも少なくありません。

ることを知って」贈与したとは言えないと考えるわけです。逆に、贈与者が76歳から91歳までの間にした贈与について、贈与者が多少の収入を得ていたとしても、当事者らは贈与者の財産が将来的に増加する見込みがないことを予見していたとして、遺留分権利者に損害を加えることを認識していたと認定された事例もあります（東京地裁平成28年4月13日判決・LLI／DB判例秘書登載）。

そして、上記のような考え方は、相続人への贈与の場合についても妥当すると考えられ、10年より前になされた贈与について、贈与者・受贈者に害意があったかは、贈与者の年齢や収入等の様々な要素を考慮して判断されることになると思われます。

まとめ

冒頭でも述べたとおり、事業承継を成功させるためには、遺留分への配慮も欠かせません。そして、遺留分の対策として、今回紹介した民法特例と遺留分の事前放棄はどちらも有効な手段たり得るでしょう。ところが、残念ながらどちらも現状、広く活用されてはいません。本文で述べたとおり、民法特例の家庭裁判所への許可の申立ては年間100件にも満たず、遺留分の放棄の方も、年間800件弱と極めて少ないです。遺留分に関する問題は、親族間でも話題にしやすいものなのですが、確実な事業承継を進めるために、より多く活用されるようになることを願います。

なお、遺留分の対策以上に、遺言を残しておくことも大切です。多くの場合、生前贈与に加え、相続財産からも後継者に財産を渡す必要があるでしょうが、遺言がないと、遺産分割は法定相続分に特別受益等を加味した具体的相続分で行われることになります。そうすると、多額の生前贈与（特別受益）を受けた後継者は具体的相続分が零になり、相続財産からまったく分配を受けられなくなることも考えられます（この場合、後継者以外の相続人が遺留分の事前放棄をしていたとしても、当該相続人の相続分には何ら影響がありません）。よって、遺言の存在は大変重要ですので、必ず残して頂きたいところです。



やっぱり遺言書を書いておくことはとても大事なんですね！

そうですね。そもそも遺言書を書いていないと、ご説明した遺留分対策も意味を失うことが多いでしょうね。



間瀬 まゆ子
(ませ・まゆこ)

弁護士・
家事調停委員

◆経歴 2000年 弁護士登録
2005年 間瀬法律事務所開設
2016年～ 東京家庭裁判所調停委員